

## 第2期広島県国民健康保険運営方針【抜粋】

### 第2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し

#### 4 赤字解消・削減の取組

##### (1) 赤字の定義

市町が解消・削減すべき赤字額は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額(決算補填等目的のものに限る)」の合算額です。

このうち、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」とは、主に「保険料(税)の負担緩和を図る」又は「任意給付に充てる」ために、市町の政策によるもの」と「累積赤字補填のため」又は「公債費、借入金利息」で、過年度の赤字によるもの」です。

##### (2) 赤字解消・削減計画

決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入金又は繰上充用金が発生した市町であって、発生した年度の翌々年度までにその解消が見込まれない市町については、国通知に基づき、赤字削減・解消計画書を策定します。

赤字削減・解消計画の策定が必要となった場合には、計画及び取組状況は、連携会議※に報告し、その結果を公表します。

※連携会議とは、県と市町の国保業務の担当課長で構成する会議です。